「令和6年度 世田谷区入浴券」を希望される方へ

世田谷区内にお住まいの、満65歳以上の方に世田谷区内の公衆浴場で利用できる入浴券を支給します。希望される方は、年度ごとに申込みが必要です。 ※申込みは年度につきおひとり一回まで

《対象となる方》以下の①~③をすべて満たす方

- ①受付日現在、満65歳以上の方
- ②世田谷区内に住民登録のある方
- ③公衆浴場を利用できる方
- ※要介護認定4・5の方は原則対象外
- ※支給を受けた本人のみ利用可(譲渡・転売不可)

【問い合わせ先】せたがやコール 〈入浴券支給事業に関すること〉



電話 5432-3333 FAX 5432-3100 (午前8時~午後9時 年中無休)

→不正使用(譲渡・転売等)が発覚した場合は、次年度以降支給が停止となる場合があります。

《申込み受付期間》令和6年2月1日~令和7年3月5日

《支給枚数》年間12枚を限度(申込み月・世帯の状況によって支給枚数が異なります。)

《申込受付締切日・発送予定日》

申込受付締切日			発送予定	基本	申込受付締切日			******	基本
(必着)			光达了是	枚数		(必着))	発送予定	枚数
1	^{令和 6 年} 3 月	15 日	4 月上旬	12 枚	13	9月	15日	10 月上旬	7枚
2		31 日	4 月中旬		14		30 日	10 月中旬	
3	4月	15 日	5 月上旬		15	10 月	15日	11 月上旬	6 枚
4		30 日	5 月中旬		16		31 日	11 月中旬	
5	5月	15 日	6 月上旬	11 枚	17	11 月	15日	12 月上旬	5 枚
6		31 日	6 月中旬		18		30 日	12 月中旬	
7	6 月	15 日	7月上旬	10 枚	19	12 月	15日	1 月上旬	4 枚
8		30 日	7月中旬		20		31 日	1 月中旬	
9	7月	15 日	8 月上旬	9枚	21	┦╎╜╜ ╵┰╌ ┲╸	15日	2 月上旬	3 枚
10		31 日	8 月中旬		22		31 日	2 月中旬	
11	8 月	15 日	9 月上旬	8 枚	23	п С	15日	3 月上旬	o t/r
12		31 日	9月中旬		24	2 月	28日		2 枚
				25	~3	月5日	3 月中旬	1 枚	

《申込み方法》①オンラインまたは ②ハガキ でお申込みください。

①オンライン



区ホームページの「入浴券の支給 (ページ番号120359)」ページ内 「入浴券の申込方法」より、【令和6年度オンライン申込】を選んでお申込みください。 https://www.city.setagaya.lg.jp/theme/008/005/006/d00120359.html (←左の二次元コードからもアクセスできます。)

【問い合わせ先】オンライン(電子申請サービス)ヘルプデスク 〈オンライン申込の操作に関すること〉

電話 0120-03-0664 FAX 0120-60-5392

(平日 午前8時30分~午後6時 (年末年始を除く))



裏面あり⇒

このマークは目の不自由な方の ための「音声コード」です。

2ハガキ

下記の内容をハガキにご記入いただき、お送りください。

--⊶ 切り取り

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所 入浴券担当 宛

- ①「令和6年度入浴券希望」とご記入ください。
- ②住所(住民登録地)をご記入ください。
- ③氏名・フリガナをご記入ください。
 ※同じ住所に希望者が複数いる場合は、
 希望者全員の氏名をご記入ください。
- ④電話番号をご記入ください。
- ⑤ (要介護4以上の方のみ) 利用を希望する場合は☑をつけてください。

☑がない場合は、支給できません。

①令和6年度入浴券希望						
②住所						
世田谷区						
3氏名						
④電話番号()					
√要介護度4以上の方のみ記入 ─────						
⑤□要介護度 4・5 だが利用可能						
基本の枚数から追加を希望する場合のみ記入						
⑥世帯状況 (⑦風呂(シャワー) の)設備					
□ひとりぐらし □有						
□高齢者のみ世帯→□無						
8民生委員による訪問調査を						
□希望する ・ □希望しない						

----- 🔀 切り取り

※⑥~⑧は、世田谷区に「ひとりぐらし」等の世帯状況を登録して、枚数を追加したい方のみご記入ください(**民生委員の訪問調査**で確認します)。

	自宅に風呂設備あり	自宅に風呂設備なし
ひとりぐらし	年間30枚を限度	年間60枚を限度※
高齢者のみ世帯	年間12枚を限度	年間60枚を限度※

※生活保護受給の場合は年間30枚を限度。

⑥世帯状況

「ひとりぐらし」:おひとりぐらしの方で、お近く(徒歩5分以内)に親族等のいない世帯 「高齢者のみ世帯」:65歳以上の方々だけで生活している方で、お近く(徒歩5分以内)に

親族等のいない世帯

●判断がつかない場合は、高齢福祉課(5432-2407)までお問い合わせください。

⑦風呂の設備

故障中・未使用などに関わらず、**風呂またはシャワーの設備があれば「有」**にチェック。

⑧民生委員による訪問調査(⑥~⑦に記入した方は必ずご記入ください)

訪問調査を希望した場合は、区から民生委員にあなた様の住所・氏名・電話番号をお知らせし、 調査を依頼します。

- ●民生委員から調査日調整のご連絡がいく場合があります。
- ●既に訪問調査を受けて区に登録がある場合、調査は行わず該当の枚数を送付致します。